

富士吉田市農業委員会 令和6年7月定例総会議事録

1 招集期日 令和6年7月30日（火）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番 藤井 與三郎

第2番 小俣 創

第4番 小俣 俊子

第5番 小野 利壹

第6番 渡邊 和英

第7番 遠山 まさの

第8番 渡邊 孝治

第9番 宮下 師貴

第10番 權正 常夫

第11番 羽田 善行

第12番 勝俣 道明

第13番 志村 金三

第14番 滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 会長職務代理の互選について

第四 各委員会の委員長の互選について

第五 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第六 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第七 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 長田 利彦

事務局次長 木勢 美妃

会計年度任用職員 網倉 郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名のうち、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員も出席を求めていますので、あわせて報告いたします。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第14番 滝口 倉一委員、第 2 番 小俣 創委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

次に、日程第三、「会長職務代理の互選について」を議題といたします。会長職務代理の互選については、私の指名推薦という方法で進めさせていただきたいと思いますが、この方法でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。会長職務代理については、引き続き、第 1 委員会の小俣 創委員を推薦いたします。お諮りいたします。会長職務代理を小俣 創委員とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。小俣 創委員を会長代理とすることに賛成委員の拍手を求めます。

（拍手全員）

○ 議長（会長）

「賛成」全員と認めます。よって、後任の会長職務代理は引き続き、小俣 創委員に決定いたしました。就任は 8 月 1 日からになりますが、小俣 創委員からご挨拶を

いただきます。

○ 小俣 創委員

ご推薦をいただきまして、ありがとうございました。引き続き、会長職務代理を仰せつかるわけですが、会長を補佐するとともに、委員会の円滑な運営について、誠心誠意精一杯努力したいと考えておりますので、委員各位のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶といたします。

○ 議長（会長）

どうもありがとうございました。

○ 議長（会長）

次に、日程第四、「各委員会の委員長互選について」を議題といたします。各委員会の委員長は、継続する委員会もあれば交代する委員会もあると思います。各委員会で委員長互選を行い、議長に報告されますようお願いいたします。協議する間、暫時休憩します。

（午後 2 時 5 分休憩）

（午後 2 時 7 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、現委員長から後任の委員長を報告願います。

（各委員長からの報告）

○ 議長（会長）

ただいま各委員会から報告があり、
第1委員長 藤井 與三郎 委員
第2委員長 小野 利壹 委員
第3委員長 渡邊 孝治 委員
第4委員長 権正 常夫 委員
第5委員長 勝俣 道明 委員
第6委員長 滝口 倉一 委員
となりました。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第五、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の4号につきましては、申請人が申請地を進入路用地及び

駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の4号の申請地は、西原南公園の北東、約50mに位置しております。始末書によると、平成3年から自己の長男の所有する会社敷地への進入路と駐車場として利用していたそうです。始末書等必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご意義なしと認めます。

次に、第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第1号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の3号につきましては、申請地を家屋建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号4の5号につきましては、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の3号の申請地は、吉田高校の北側に隣接しており、住宅建設用地として利用するものです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。受理番号4の5号の申請地は、五味八珍富士吉田店の道路を挟んだ北側に位置してお

ります。始末書によりますと、昭和40年から住宅敷地として利用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について質疑がありましたら、ご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案の通り、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご意義なしと認めます。よって議案第1号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第1委員会の3件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の31号につきましては、資材置場用地として利用していた追認案件となり、賃借人が申請地を借り受け、資材置場用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,619㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の32号につきましては、賃貸人が住宅敷地として利用していた追認案件となり、賃借人が申請地を借り受け、診療所建設用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の37号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、住宅敷地及び進入路とするもので、進入路部分は追認案件となります。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の31号の申請地は、吉田西小学校の南約180mに位置しております。始末書によりますと、平成12年頃から資材置場として利用していたそうです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

受理番号5の32号の申請地は、太田屋クリニックの東約30mに位置しており、眼科診療所を建設する予定です。始末書によりますと、平成元年より住宅用敷地として利

用していたそうです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。

受理番号5の37号の申請地は、しまむら富士吉田店の南西約60mに位置し、譲受人の所有にかかる住宅を建築する予定です。始末書によりますと、進入路部分については昭和50年頃から利用していたそうです。必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第1委員会の3件について採決いたします。第1委員会の3件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第2委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第2委員会の3件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の33号につきましては、富士吉田市が申請地を借り受け、第3保育園の送迎用駐車場とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の34号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅分譲用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,620㎡ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の38号につきましては、住宅敷地の一部として利用している追認案件で、譲受人が申請地を譲り受け、物置及び駐車場用地とするものです。申請地は用途地域内の第3種農地であり、違法状態を解消するものであるため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から現地調査結果ならびに補足説明をお願いいたします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の33号の申請地は、市立第3保育園の東に位置しており、送迎用の駐車場として利用するものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の34号の申請地は、ダイマル富士吉田店の北約70mに位置しており、住宅分譲用地として利用するものです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の38号の申請地は、クレイン農協の南西約30mに位置しております。始末書によりますと、平成21年頃から住宅敷地の一部として利用していたそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより第2委員会の3件について採決いたします。第2委員会の3件については原案の通り許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の39号につきましては、申請地を譲受人が買い受け、資材置場及び駐車場用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の39号の申請地は、宮本屋薬局の西約100mに位置しており、資材置場・駐車場用地として利用するものです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。

これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の35号については、住宅敷地として利用している追認案件となります。申請地は用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

第5委員会から報告いたします。7月23日に地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の35号の申請地は、万年寺の西約40mに位置しております。始末書によると、昭和50年頃より住宅敷地として利用していたそうです。始末書等必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦 君）

【議案第2号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の36号については、譲受人が申請地を譲り受け、鉄道用敷地とするものです。用途地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長（滝口 倉一 君）

第6委員会から報告いたします。7月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の36号の申請地は、寿駅の線路を挟んだ西側に位置しており、鉄道用敷地として利用するそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

鉄道用敷地ということだが、駅を増設するのか、それとも他のことか。

○ 事務局

線路を複線化して、電車がすれ違いできるようにするそうです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の9件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（長田 利彦君）

今回の案件は、設定件数1件です。筆数累計は3筆、面積合計は1,255㎡で、再設定の案件となります。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第3号については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和6年7月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。
その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉会 午後2時48分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年7月30日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 滝口 倉一

委 員 小俣 創